

様式第1号(第5条関係)

松川町普通財産売却処分一般競争入札公告

公告第1号

下記町有財産の売却処分について、次のとおり一般競争入札を行うので、松川町普通財産売却事務取扱要綱第5条の規定に基づき公告する。

令和6年2月27日

松川町長 北沢 秀公

1.一般競争入札に付する売却物件

物件	所在地番	地目	地積	建蔽率	最低売却価格
1	松川町生田732番地1	宅地	521.16 m ² (157.65 坪)	建蔽率 60% 容積率 100%	2,191,000 円

2. 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項第2号から同項第6号までの規定に該当する者
- (2) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の構成員等
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、公正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (4) 町税を滞納している者
- (5) その他町長が不適当と認めた者

3. 土地用途の制限

売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

4. 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は次の書類を提出すること。(いずれも発行後3ヶ月以内のものに限る)

- (1) 入札参加申込書
- (2) 住民票(法人の場合は登記事項証明書及び定款)
- (3) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書(法人の場合は登記簿謄本)
- (4) 納税証明書(町税)

受付期間 令和6年3月1日(金)～令和6年3月29日(金)(閉庁日は除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 松川町役場 総務課財政係

5. 現場説明の日時及び場所 令和6年4月10日(水) 午前10時～ 現地

6. 入札及び開札の日時及び場所 令和6年4月15日(月) 午前11時～ 松川町役場

7. 入札保証金 免除

8. 落札者の決定方法

入札価格が町の予定価格以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2以上あるときは、直ちに当該入札者らによるくじによって落札者を決定する。

9. 契約保証金 免除

10. 代金の納入方法

契約締結の日から60日以内に、町が発行する納入通知書により契約代金を納付すること。

11. その他

入札の際は、印鑑及び入札者が代理人であるときは委任状を持参すること。